

建設経済常任委員会

令和2年3月10日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 6 号 令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第12号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第19号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 市道路線の認定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願

出席委員（5名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	遠 藤 保 明
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	高 木 寛		

欠席委員（なし）

委員外出席者（２名）

議 長 伊 藤 保

紹介議員 伊 藤 房 代

説明のため出席した者（１６名）

副 市 長 加 瀬 正 彦

商工観光課長 小 林 敦 巳

農 水 産 課 長 宮 内 敏 之

建 設 課 長 加 瀬 博 久

都市整備課長 加 瀬 宏 之

下 水 道 課 長 丸 山 浩

水 道 課 長 宮 負 亨

農 業 委 員 会 長 赤 谷 浩 巳

そ の 他 担 当 員 ８ 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 安 一 範

事 務 局 次 長 池 田 勝 紀

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、委員の皆さん、執行部の皆さんにおかれましては、コロナ対策等悪天候の中、健康管理に十分注意して臨んでいただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承お願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました10議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で10議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、それから議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算、それから議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算、それと8号で令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算でございます。

それと補正予算が2つございます。議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決

についてのうちの所管事項、議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでございます。

条例の一部改正が3議案ございます。議案第19号で、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

そのほかに、議案第27号といたしまして、市道路線の認定についてでございます。

以上、全部で10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、市道路線の認定についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課所管の事業について補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち主なものを説明させていただきます。

○委員長（向後悦世） 課長、長くなるようでしたら着座でも。

○商工観光課長（小林敦巳） じゃ、失礼します。

それでは初めに、歳入になります。

予算書のほうをご準備いただきたいと思います。

まず、予算書の20ページでございます。よろしいでしょうか。

13款使用料及び手数料、1項5目商工使用料、真ん中ほどでございます。5目商工使用料1,126万円は、右側の説明欄を見ていただきますと、長熊釣堀センターの使用料990万円、それと市営プールの使用料136万円でございます。

続きまして、少し飛びます。29ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金480万9,000円でございます。こちらのほう右側へいきまして、1節商工費県補助金、説明欄の1、千葉県消費者行政推進事業補助金は消費生活センターの事業に係る補助金でございます。68万1,000円でございます。

続きまして、その下の2節観光費県補助金、右側の説明欄の1、千葉県観光魅力アップ整備事業補助金は、潮騒ふれあい広場、これは萩園海岸にございますレストハウスの屋根の改修工事に係る県の補助金でございます。412万8,000円でございます。

続きまして、歳出になります。

少し飛びます。160ページをご覧くださいと思います。

5款労働費、1項1目労働諸費は178万1,000円です。そのうち説明欄をご覧ください。説明欄の1、労働諸費68万1,000円は、旭市と旭市商工会共催で行います中小企業従業員の表彰に係る経費及び旭市雇用対策協議会が行います事業に対する補助金でございます。

その下、説明欄の2、職業相談室運営支援事業110万円は、旭市青年の家に開設しております職業相談室の窓口を行う会計年度任用職員1名の報酬等でございます。

続きまして、また少し飛びます。182ページをお願いします。

7款商工費、1項1目商工総務費は1億6万円でございます。説明欄をご覧くださいと思います。説明欄の3、下のほうになりますが、消費者保護対策事業956万8,000円、ペー

ジをまたぎますが、その次のページに入ります。旭市消費生活センター運営に係る経費でございます。主なものは相談員の報酬等でございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

2項商工振興費 1億7,828万5,000円でございます。説明欄の2をご覧くださいと思います。また下のほうになりますが、中小企業金融対策事業のうち、その下ですね。貸付金1億円は市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業へ市内の金融機関が融資を行うに当たり、市内の6金融機関に合計1億円を預託するものでございます。金融機関はその10倍、10億円を限度としまして中小企業へ融資するものでございます。

なお、この原資1億円につきましては、年度末に償還されます。

続きまして、次に185ページをお願いします。

説明欄の3、制度資金利子補給事業1,927万8,000円は、先ほどの中小企業資金融資制度に基づいた市内の中小企業の資金融資について利子補給を行うものでございます。

続きまして、その下ですね。説明欄の4、商業活性化推進事業2,706万8,000円は、消費者の購買意欲の喚起と商店街の顧客の拡大を促し、商店街の活性化を図るために補助するものでございます。主なものは、空き店舗活用事業補助金568万8,000円、それと1つ飛びまして、商店街の振興事業補助金1,758万円、これはプレミアム共通商品券の発行事業等に係る経費でございます。

続きまして、186ページをお願いします。

説明欄の6、旭市特産品開発事業136万円は、旭市の特色を生かした優れた物産品の推奨事業、またこれを開発の補助をするものでございます。

その下の説明欄の7、企業誘致促進事業774万2,000円は、市に進出する企業や既存の企業の規模の拡大に対する税の優遇措置を行うほか、雇用奨励金や緑化奨励金などとなっております。

続きまして、187ページをお願いします。

3目観光費でございます。1億1,687万5,000円。こちら説明欄の観光事務費1,663万4,000円の主なものは、次のページになります。18節の負担金補助及び交付金として、旭市物産協会に1,575万2,000円を補助するものでございます。

続きまして、次のページ、189ページ、説明欄の3、観光施設管理費545万円は、所管いたします市営プール、また長熊釣堀センターなどの施設の維持管理経費になります。

主なものとしましては、次のページをお願いしたいと思います。

190ページ、下のほうになります。12節の委託料、市営プール監視員業務委託料731万4,000円、また次のページの14節工事請負費1,225万8,000円。こちらは、萩園公園駐車場の区画線の工事、それから先ほど申し上げました潮騒ふれあいレストハウスの屋根の改修、またトイレの改修を行う工事費でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

説明欄の6、下のほうになります。海水浴場開設事業1,867万7,000円は、矢指ヶ浦海水浴場、それから飯岡海水浴場の開設に伴う経費となっております。主なものとしましては、次のページ、193ページの12節委託料のうち海水浴場の監視員の業務の委託料1,047万7,000円、それから14節の工事請負費、海水浴場の開設、また整備に伴う工事費561万6,000円でございます。

以上で、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○農水産課長（宮内敏之） ありがとうございます。すぐ終わりますので、申し訳ありません。このまま。

議案第1号の農水産課所管事業につきまして、本会議及び全員協議会でご説明いたしました主要事業以外の主な事業について補足説明を申し上げます。

171ページをお願いいたします。

171ページ、6款1項4目畜産振興費、説明欄3のさわやか畜産総合展開事業943万2,000円になります。こちらは畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化施設の機能向上や堆肥の利用促進に関する機械・施設の整備に支援する県単の補助事業になりまして、補助率は事業費の10分の2以内、市の補助と併せまして10分の3以内になります。このうち628万8,000円が県の支出金となります。申込みは酪農農家1件からで、良質な堆肥を生産するための発酵乾燥施設1棟を海上地区に整備する予定となっております。

以上で、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 建設課長。長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○建設課長（加瀬博久） では、すみません、失礼します。

それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会並びに議案質疑でご説明できなかった事業のうち主なものをご説明いたします。

恐れ入ります。予算書の198ページをお願いします。

説明欄 1、道路維持管理費でございますが、次の199ページにまたがります。中ほどになります。12節委託料、道路排水路等清掃委託料1,810万円は、市道等の草刈りや除草のほか街路樹や植え込みなどの伐採や剪定に係る委託料を計上したものでございます。

次に、その2つ下、15節原材料費1,070万円は、道路の維持補修に必要な再生路盤材や常温合材、側溝の機能維持のために使用するグレーチング蓋やコンクリート蓋などの材料費を計上したものでございます。

続きまして、下から2行目、説明欄2の道路維持補修事業ですが、恐れ入りますが、こちらも次のページ、200ページの14節をお願いしたいと思います。工事請負費の道路舗装改修工事2億3,497万円は、老朽化した舗装の打ち替え工事等の7路線分と緊急対応に要する工事費を計上したものでございます。

次に、同じ200ページ、中ほどになります。

説明欄3、交通安全施設維持補修事業、14節工事請負費の交通安全施設整備工事1,694万2,000円は、ガードレールや転落防止柵の整備と区画線、こちら外側線や路面標示になりますが、これらを施工するものでございます。

その下の道路付属施設改修工事1,174万8,000円は、老朽化した道路照明灯と大型道路標識等の改修・修繕工事費を計上したものでございます。

続きまして、少し飛びまして、204ページをお願いしたいと思います。

上段になります。説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業、12節委託料の調査設計委託料1,320万円は、旭市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕が必要な橋梁の補修に必要な設計業務の委託料でございます。

その下、調査・測量委託料3,449万6,000円は、橋梁の定期点検を予定しております127橋の点検業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費の橋梁改修工事1,650万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕が必要な橋梁、6橋になりますが、こちらの維持補修工事費を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。長くなるようでしたら着座で。

○都市整備課長（加瀬宏之） じゃ、失礼して、着座での説明とさせていただきます。

議案第1号のうち、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

本会議及び全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものについてご説明を申し上げ

げますので、よろしくお願いいたします。

予算書の20ページをお開きください。

歳入になります。

13款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料、説明欄1のあさひパークゴルフ場使用料は、令和2年度の年間利用人数を一般4,500人、月ぎめ会員1,600人と見込みまして894万9,000円の収入を計上いたしました。

少し飛びます。歳出になります。

205ページをお願いいたします。

8款3項1目都市計画総務事務費のうち12節委託料の都市計画策定調査業務委託料325万6,000円につきましては、市民の皆様の都市計画に対する理解度や今後の方向性などについて幅広くご意見を伺うためのアンケート調査を実施するものでございます。

次に、207ページをお願いいたします。

8款3項4目公園費、説明欄1の公園維持管理費833万円は、都市整備課が所管している都市公園12か所、その他の公園6か所、宅造公園44か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内に設置されている公衆トイレなどの維持管理費に関する費用となります。

このうち主なものについてご説明いたします。

12節委託料の公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の年間を通じた管理費等の費用として5,114万6,000円を計上したものでございます。

次に、208ページをお願いいたします。

14節工事請負費551万4,000円のうちカメラ設置工事は、防犯カメラ1基、旭スポーツの森公園になります、の設置工事費77万円です。

公園改修工事474万4,000円は、複合遊具の改修、これは海上コミュニティ運動公園になります、及び噴水広場改修工事、これは袋公園になります。これらのための費用となります。

同じく208ページ、説明欄2のあさひパークゴルフ場維持管理費3,369万7,000円は、パークゴルフ場の年間を通じた運営管理費となります。

このうちの主なものについてご説明申し上げます。

209ページをお願いします。

12節委託料1,148万円は、コースの維持管理に係るものです。

14節工事請負費のうちパークゴルフ場改修工事462万円は、散水ポンプ制御盤の取替工事費を計上したものととなります。

すみません、訂正をお願いします。

先ほどの207ページの公園費の説明欄1、公園維持管理費のほうで833万円と申し上げましたが、これが8,330万円と訂正させていただきます。

あともう一つですが、12節の公園維持管理委託料のほうで、年間を通じた管理費としまして、これを511万円と説明したものを5,114万6,000円に訂正させていただきます。すみませんでした。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 私のほうからちょっと質問させていただきます。

185ページの商業活性化推進事業のうち空き店舗活用事業補助金568万8,000円。私は一般質問で空き家対策についていろいろ質問したんですけれども、この空き店舗というのは、その空き家対策のほうの中に、累計として数的に上がっているのかどうかということと、併せて具体的にどういう活用をしたのかということをお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） この空き店舗の活用事業補助金につきましては、以前から制度としてあったものでございます。

こちらにつきましては、市内の空き店舗の中で6か月以上空き店舗が続いているということで空き店舗とみなしておりますが、こちらにつきまして、こちらを利用して事業を始める方に、まずその改装費ですね。店舗を新しくするのに改装費として上限100万円、それとそれのほかに家賃を月5万円を上限として、これらを併給で2年間で、こちらのほうを併給でお渡しするというところでございます。

こちらにつきましては、以前は市内の商店街の中ということでございましたが、昨年4月にこれを改正しまして、市内全域で空き店舗に利用できるということ、それから先ほどの改装費と家賃補助につきましても、以前はどちらか1つでございましたが、それをこの4月に併給して、両方使えることで要件を拡大して推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） 今までの実績といいますか、どのぐらい事例としてありますか。数だけでよろしいのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 利用の実績でございますが、まず平成27年度に改装が1件ございました。これが改装費で100万円の補助をしております。それから、平成28年に改装が2件ございました。これは2件ですので200万円。それから、令和元年度に入りまして、今度は併給になっておりますが、改装が1件で100万円、それから賃借が2件ございました。これは今までで78万円を支出しております。29年度と30年度は、この辺の利用がございませんでした。この辺も踏まえて、昨年の4月に少し利用を拡大しようということで、要件を緩和したところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ページ数が193ページ、説明欄12、監視員業務委託料。これ日数は何日ぐらい、それで支払いは1日幾らで契約ですか、それとも海水浴シーズンの契約か、監視員は何人ぐらいか、あとライフセーバーとか、そういう人たちはどこへ頼むんですかね。取りあえず。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、監視員の業務委託料のことではございませんか。こちらにつきましては、矢指海水浴場とそれから飯岡の海水浴場、各6名ずつですね。監視員は6名ずつです。海水浴の期間は、昨年ですと44日間で行いました。例年だいたい44日間ぐらい開催しております。こちらは業務委託料ということで、入札で会社に業務委託をしているところでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これは出動というか、ないほうがいいんでしょうけれども、実際に危なくて出るとか、救助したとか、そういうことはどのぐらいあるんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 海水浴場のエリア内では、最近はなかったと思います。ただ、エリア外ですと人が危ないよとか、流されているというのはありますけれども、エリア内では最近ではなかったかと思います。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、過去にはあったかと思いますが。エリア内でも、そういう事故があった場合もあったかもしれませんので。すみません、今手元に資料はございませんが、そういうのがあったときに、もちろんこの方々はライフセーバーですので助けに行くという業務も、もちろん入っております。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

184ページの中小企業金融対策事業というのをもうちょっと詳しく教えてもらいたいなと思うんですけども、1億円を市内の金融機関に渡してどういう格好、どこだか分からないんですけども、それ10倍にして10億円を中小企業に融資してくれると、そういう目的で出したと。毎年多分1億円出ているよね。その結果はあまり聞いていないんですけども、その結果を例えばどこの銀行と言うとおかしいな、市内にも銀行は何軒もあると思うんだけども、分散して出すとか、それが結果がどうだったとか、そういう報告というのは何かあるんですか。あったら教えてもらっていいですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず、こちらは市内の6つの銀行ですが、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、それから筑波銀行ですね。

こちらにつきましては、まず資金1億円は、これは預託金として、各銀行の貸出枠によりまして、この1億円を分けて預託します、この6つの銀行に。例えば、千葉銀行が例えば一番多ければ、そちらのほうに例えばそのうちの5,000万円がいくとか、そういうふうに貸出しの額によってそれを分けます。銀行のほうは、その10倍を貸出しの枠として貸し付けをしてくださいと。原資ではないんですが、預託金としてお預けします。年度末には、これをまた返していただくということになっております。

1月末現在ですと、今の残高で、205件で約6億8,400万円ほどお貸ししております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 借手のほうから見ると、これは特別枠というか、市のお金を原資として、銀行の窓口では特別枠として出すのかしら。それとも、一般で出しちゃうのかね。単年度だから、借入れ期間、借りるほうね。こっちは毎年戻してくれるという話だけれども、当然、市内業者に縛られるとか、そういう条件はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） これは旭市の制度資金の金融事業でございます。もちろん、市内の業者でございます。

運転資金と設備資金がございます。例えば、運転資金ですと1,000万円、融資の限度額です。償還が5年。設備資金ですと2,000万円で、償還が10年。それから、小規模事業のほうでやはり運転資金と設備資金、こちらどちらも500万円、償還期間は5年から7年と。

それで、融資の利率でございます。これも固定しております。例えば、1年以内ですと2.2%、1年から3年以内で2.55%、それから3年を超えて5年以内2.75%、5年を超えて10年以内で2.95%でございます。

これに対しまして、市のほうで利子補給をしております。もちろん、返済はその年、完済していると。その年度年度で完済したのを受けて利子補給、これは固定で2.15%。ですので、例えば先ほどの1年以内が2.2%の利率に対して、利子補給が2.15%ですので、実質負担は0.05%の負担になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それで、今5年、10年、運転だと5年、設備だと10年って、1年ごとに返す必要はないんでしょう。それと保証は、貸付け条件として保証条件はついているのかついていないのか。利子補給というのはその下の3、1,927万8,000円、この中から出るということでもいいのかね。ちょっとその辺。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） こちらにつきましては、千葉県信用保証協会の保証をお願いしております。

それと、これは毎月返済。返済は銀行が貸し付けしていますので、銀行に返済していただくものでございます。期間、それから融資額、毎月の返済額がでございます。この毎月の返済額が全て完済した場合には、その1年間の利子を補給するという制度でございます。ですので、市が何かお金をというわけじゃありません。市は預託金を出して、金融機関にということでございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長(小林敦巳) はい。それは出ません。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 県の保証協会の保証と言っていましたけれども、保証料は何パーセントなんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) すみません、こちらにつきましては、保証料はこの事業の経営状況に合わせまして、協会が料率を決定しているところでございます。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) 協会というか、県の保証協会なんでしょう。料率は決まっていると思うんだよね。これ随分しばらくお金を借りたことはないんだけど、下手をすると銀行利息より保証料のほうが高いということがあるので、それで高くなくても利息に近い形になるので、特に返済単位が長かったら、10年とかという話になると、かなり取られると思うので、後でいいですけども、分かったら教えてくださいか。

○委員長(向後悦世) 商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) では、すみません、調べまして、後で資料を出したいと思います。

○委員長(向後悦世) ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長(宮負 亨) 議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明でございますが、全員協議会並びに本会議における補足説明以外ございませんので、

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） だいぶ公営企業の会計というのは、かなり難しくなってきたというのか、分かりにくいところがあって、ただ水道企業会計はかなり順調といいますか、多分今現金、予算書だよ。予算書で拝見しますと、だいたいこの3月の残高が28億円くらいになるんですかね。来年だと、多分かなり順調にお金が毎年2億円くらいずつ増えているということなんですけれども、受取利息がないんですよ、多分ね。

今、商工観光課のほうで1億円、それを膨らめて10億円という、膨らませて10億円を市内の業者に融資しているという話だったんですけれども、25億円くらいあって受取利息がないというのは、これは水道課長のせいではないと思うんですけれども、組合のほうの会計は受取利息が入っていると思うんだよね、水道組合のほう。東総のほうはね。

何かいろいろ事情はあるんでしょうけれども、25億円もあって、それで6億円ぐらいの借金、起債があって、1,200万円、1,000万円ぐらいの利息は払っているわけですから、何とかその辺利息を、最初利息はもらえていないという理由というかな、経過をね、課長はまだ2年目ぐらいだから、できれば副市長辺りに説明していただいて、まずお願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） ただいま受取利息がないというご質問でございますが、水道事業会計としては現在資金運用はしておりません。

受取利息につきましては、今は出納取扱い機関への決済用普通預金で管理をしているものでございますから、これにつきましては利息がつかない口座となっております。といいますのも、ペイオフですか、通常であれば普通預金は一般の方1,000万円とあと利息、金融機関が破綻した場合は保証されると思いますけれども、水道運営はそういうリスク観点から、この場合は全額、決済用普通預金の場合、経営破綻、金融機関はないとは思いますが、破綻した場合でも全額保証されると。しかし、そういった利息はつかないと、そういう口座を使っているものですから、利息がついておりません。

資金運用については、先ほど申し上げましたように、今は運用していませんので、よろしく願います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 旭市だけじゃなくて、水道会計はほかでもあると思うんですけども、もらっていないところはどのくらいあるのかなという、これはいいんですけども、あってもなくてもね。ただ、水道企業団のほうはもらっているようですから、だからこれは副市長か、市長なんだろうと思うんですけども、議員の中でうるさいのがいて、25億円もあっても受取利息が一銭もないという話はちょっとまずいんじゃないかと、そういうのがいるからということで、銀行のほうにちょっと話ししてもらえたらと、お願い事なんです。気持ち、25億円という1%で2,500万円でしょう。0.1で250万円だよ。そうすると、0.05でも100万円くらいあるので、とにかく議員でうるさいのがいるからということで、銀行にちょっと話ししてもらいたいなと、お願いなんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 多分、水道事業、相当苦しい時期が長年続いておりましたので、そういう中で運用ができていなかったというのは現実にあると思います。

ここのところ急速に積み上がっていつている状況はございます。そういう中でこの先どうしていくかというのは、しっかりと公営企業会計ですので、協議しながら、できるものはしていくという形を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決につきましては、本会議においてご説明申し上げましたとおりでございます。ほかに補足して説明する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 質問ということではないんですが、12月の委員会でもちょっと話したと思うんですけども、今回、下水道特別会計が3月31日でなくなるわけですね。新た

に公営企業会計ということで出発するんでしょうけれども、それに伴って条例、今回11号と16号、何号議案だっけ。総務のほうで審議されていると思うんですけども、訂正していましたよね。そのほかに、例えば38号とか39号、条例の。これ、この委員会の担当じゃないのかもしれない、総務なのかもしれないんだけど、取りあえずちょっと関連があるので、38、39というのは多分変えるか廃止になるんだろうと思う。逆に新たな条例ができるのか。ちょっとその辺、ではお願いできますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ただいまのご質問は、12月定例会の議案の……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 委員会のときの……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 条例の制定改正があったという部分でのお尋ねということでしょうか。今出ている改正ではなくてという意味ですね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 12月の委員会で質問したときに、この会計を変えることによって、例規集の中でかなり訂正する部分があるだろうというお話をさせてもらったと思うんですよね。その結果、今回この議会で22号、22、23だね、条例の訂正議案が出ていますよね。これ、総務のほうだと思うんだけど。これの施行はいつなのか。ちょっとおかしい。この2つだけじゃなくて、条例の38号、39号も変える必要があるんだろうと思うんですよ。その辺はどうですか、まず。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 委員の今お尋ねの件に関しましては、所管が例規ということで、私のほうからは明確な部分は申し上げられませんが、ご指摘のとおり一般の部局から企業職員に立場も変わりますので、その辺の例規の整合性を取っていくということで、それが4月1日ということで伺っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 改めて、訂正はいつでもできるわけですけども、この次というと6月の議会になるから、そうすると遡及して4月1日という話になると、例えば38号の条例を

廃止して特別会計条例等幾つかあるんですけども、これが3月31日で廃止して、例えば新たな公営企業会計を立てるという話になるとタイミングがね、総務のあれかもしれないけれども、その辺をタイミングを調整して、できれば一斉にね、時期がずれるとおかしな話、つじつまが合わなくなっちゃうから、予定はあるんだろうと思いますけれども、その辺はちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） まさしくご指摘のとおりでございます、その辺は日付的な遺漏のないよう事務を進めているところでございます。

今、具体的な案件が手元にはございませんが、その中の附則等で対応しているということでご了解いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） 下水道事業、それから農業集落排水事業、企業会計に移行するに当たりまして、この条例改正のところで、附則の中で既に廃止することに決めております。これは4月1日ということで、改正は済んでいるということになります。ですから、6月議会に今回の企業会計が移行するに当たって持ち越すものはございません。全部3月いっぱい全部整理をして、4月1日からスタートできるようにするという形になっております。そのほかの規則等であれば、これは内部決裁で済みますので、条例が制定されれば全てそれに準じて直して、3月中に決裁を済ませて施行していくという形になります。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 先ほどの佐久間委員の信用協会の保証料率についてご説明した

いと思います。

こちらは0.45%から1.90%までの9段階ございます。こちら先ほど申し上げましたように、その事業主の経営状況等を踏まえて料率が決定されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。率で言われると分からない。例えば、具体的に1,000万円で10年間借りたら保証料金って幾らになりますか。それと多分、保証料って前取りですよね、先払い。どのくらいになりそうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。ちょっと計算してみないと分かりませんので。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） ちょっとそこまで。すみません、また後日ということ。

○委員長（向後悦世） では、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算につきましては、本会議における説明以外にございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、本会議でご説明したところではございますが、農水産課所管事業のまた再度補足説明のほうを申し上げさせていただきます。

予算書の18ページをお開きください。

まず、歳出からご説明を申し上げます。

6 款 1 項 3 目農業振興費、説明欄 1 の園芸生産強化支援事業は、19負担金補助及び交付金が昨年の台風15号等の影響によりまして5,661万3,000円の減となりました。これは内容につきましては、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金は本事業の申込み件数が当初は41件ありましたが、16件と減りまして、8,661万3,000円の減、また担い手確保・経営強化支援事業補助金、これはT P P 関連の政策によりまして、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に対しまして、農業用施設等の導入を支援する国の補助事業がありまして、追加募集ということで1件の採択見込みが生じたため、3,000万円を新たに計上するものでございます。合計で5,661万3,000円の減となっております。

下の2の農業災害対策支援事業の22億8,532万2,000円は、昨年の台風15号及び19号により被災した農業者の方を国・県・市が連携し支援を行うものでございまして、被害が甚大であったことから、国や県から手厚い支援が実施されまして、当初の見込みを大きく上回る要望がありまして、また度重なる支援の拡充等によりまして、受付期間の延長によりまして、取りまとめに要する時間がかかなり長くなりまして、本議会において予算の追加をお願いすることになりました。

なお、令和元年10月の専決処分によりまして、補正予算にて事務費を含む3億8,679万8,000円のご承認をいただいておりますが、今回の補正予算額として22億8,532万2,000円をお願いするものになります。

3目農業振興費、19負担金補助及び交付金が、合わせまして22億2,870万9,000円の増となりまして、補正額の財源といたしましては、表の真ん中に県支出金で18億1,123万1,000円、これとあと一般財源の4億1,747万8,000円となっております。

なお、この農業災害支援事業につきましては、現在、補助金の交付決定に向け、県との事前審査が始まったところでありまして、最終的な決定は3月末頃になる見込みでございます。

また、本予算は全部令和2年度のほうに繰り越しをさせていただきまして、4月以降復旧等の工事が完了した被災農家の方々へ順次交付をしていく予定となっております。

以上で、議案第9号の農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算第5号の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解をお願いしたいと思います。

では、補正予算書、恐れ入ります、21ページをお願いします。

まず、歳出になります。

上段の11款3項1目、説明欄1、道路橋梁災害復旧費1,100万円は、昨年の10月25日の豪雨によりまして、市道2-069号線、塙地先ののり面が崩落した被災箇所の復旧に係る道路災害復旧工事費でございます。

お手元にお配りしてあります資料になりますが、右上に議案第9号、建設課と記載された、表題には道路災害復旧工事資料と記載されておりますA3判の資料になります。こちらをご覧くださいと思います。

まず、施工位置は、先ほどもご説明しましたが、この図面では赤い丸印で囲んであるところでございます。こちら塙地先になります。

図面の左下の写真が被災した後の様子でございます。被災延長は15.8メートル、赤字で見づらいんですが、15.8メートルの延長がございます。のり面ははじめ側溝やガードレールが崩落している様子がうかがえると思います。

復旧工事の概要をご説明いたします。

国庫補助事業の道路災害復旧工事によりまして、施工する内容でございますが、資料の左上、標準断面図をご覧くださいと思います。

まず、高さが2.5メートルから3.5メートルほどございます。補強土壁工と言われますのり面を土留めをするため構造物を入れまして、のり面を復旧するものでございます。

主な工事の内容ですが、まず工事費につきましては653万1,000円でございます。先ほど説明した補強土壁工、こちら面積が44平方メートル、あと路面のアスファルトの復旧が27平方メートル、側溝の復旧、再設置、あるいは新規でございますが、こちら合わせまして14メートル、あとガードレール等の防護柵が9メートルございます。

なお、国の災害復旧工事に該当しない箇所の復旧といたしまして、道路災害復旧附帯工事費にて446万9,000円を計上しております。対象外の盛土及びのり面整形等を施工するものでございます。合わせまして、総事業費を1,100万円計上してございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

少し戻りまして、11ページをお願いしたいと思います。

11ページの中段になります。13款1項3目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費負担金429万2,000円は、国庫負担金で令和2年1月15日に当該この災害復旧の事業の災害査定が行われまして、採択を受けました災害復旧工事対象額643万5,000円に国からの負担金66.7%を乗じ

た額となっております。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、本会議における説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本会議における補足説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第27号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願ひします。

○委員長（向後悦世） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第27号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(赤谷浩巳) それでは、農業委員会事務局より農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況についてご報告させていただきます。

恐れ入ります。お手元にお配りしております資料、農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況表(2月28日時点)をご覧くださいと思います。

農業委員会の委員の改選に当たりましては、農地利用最適化推進委員と併せ2月3日から

2月28日の期間に推薦募集を行いました。農業委員は定数17名のところ14名、農地利用最適化推進委員は定数20名のところ17名の応募となり、どちらも定数に満たなかったことから、3月13日まで募集期間を延長しているところでございます。

今後は、募集の終了後速やかに候補者評価委員会を開催して委員候補者の評価を行い、結果を市長へ報告し、6月第2回定例会で新委員のご承認をいただけるよう進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、農業委員会事務局からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。
遠藤委員。

○委員（遠藤保明） これ、農業委員、干潟地区だけないみたいだけれども、選出方法はどうなっているの。応募は、ただ自分で自己申告。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質問に対し答弁願います。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） 遠藤委員のほうから、干潟地区のほうの委員がないというご質問でございます。

干潟地区につきまして、現在2名の委員が選出されております。しかしながら、地区からの推薦の委員がまだ来ておりませんが、地区のほうで今協議中ということはお伺いしております。今後、地区から、区長からの推薦で募集が上がってくるというふうに聞いております。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに何かお尋ねしたいことはありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は、退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 34 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願の 1 件であります。

請願第 1 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊藤房代議員より説明をお願いいたします。

伊藤房代議員。

○紹介議員（伊藤房代） それでは、説明をさせていただきます。

アスベストは天然にできた鉱物で、燃えない、摩耗しにくい、引っ張りに強い、薬品に強い、混ざりやすいなどの特徴があり、品質の確保という点においても、経済性においても大変優れており、国も建築基準法においてアスベストの使用を推奨してきました。

ところが、このアスベストは体内に取り込まれると 20 年から 30 年という長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんといった病気になる発がん性物質であり、その知見は 1960 年代から知られており、国もアスベスト製造企業も、その事実を知っていました。しかし、国も企業も人の命よりも経済発展と社会の利益を優先し、有効な対策を取ることを怠り、長期間にわたり建設従事者を命の危険にさらして働かせ続けました。

私たちは人の命よりも経済発展と社会の利益を優先させてきた国と企業のその責任を問うために、首都圏の建設従事者とその遺族 542 人を原告として、国とアスベスト企業 46 社に対して裁判を行うことになったのです。

1 陣訴訟 2008 年、2 陣訴訟 2010 年、その後同様の建設アスベスト訴訟は、大阪、京都、九州、北海道と全国に広がりました。国は労働安全環境保全よりも、経済、産業の発展を優先させ続け、アスベスト規制を遅らせてきました。アスベストの危険性は明らかなのに、建物の耐火のためとして、アスベスト建材の使用を法令で義務づけ、建材企業との共同開発や需要拡大支援を行うなど、アスベスト建材を普及させ、被害を拡大させました。

アスベスト建材企業は昔から危険性を認識し、いち早く代替品の開発に着手していたにも

かかわらず、自らの利益を第一に優先させ、原料として安価なアスベスト含有建材の販売を続けてきました。同時に業界ぐるみでアスベストの含有性を否定するキャンペーンを繰り返し、危険性を知らせず、被害を拡大させました。

そこで、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨として、アスベスト石綿を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

さらに1975年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大です。特に建設業は重層下請構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給也没有。

国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。

2017年10月27日、2018年3月14日の東京高裁、同年8月31日、9月20日大阪高裁、2019年11月11日の福岡高裁と続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合11度目となります。しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数います。

アスベスト被害者を真に救うためには、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず補償と救済が受けられる制度の創設が急務であると考えます。

よって、貴議会に下記の事項について、国に働きかける意見書の提出を請願します。

1、建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。

2、建設従事者のアスベスト被害者が裁判によらず救済と補償が受けられる制度、建設石綿被害者補償基金を創設すること。

以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

伊藤房代議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳）　それでは、本請願について参考意見を申し上げさせていただきます。

本請願につきましては、ただいまご紹介がありましたとおり、アスベスト被害に関する補償等において法の抜本的な改正、また裁判によらず救済と補償が受けられるよう基金の創設などを国に対して求めるものと理解しております。

アスベスト被害につきましては、国において先ほどもご説明ありましたが、労災保険制度における給付、また平成18年に制定されたアスベストによる健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度による給付のほか、そのほかに訴訟等で対応されているものと思われま。

このアスベストに関する訴訟については、現在も全国の裁判所において係争中の案件も多いといった状況であると伺っております。

いずれにいたしましても、本件については国において対応がなされているものと認識しているものでございます。

市としては、以上でございます。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

ただいま担当課からの参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹）　ここに国の責任に関しては都合11度目ともなりますと書いてあるんですけども、これ具体的にどういう意味ですかね。判決が出ない、11回ということですか。

○委員長（向後悦世）　佐久間委員の質問に対し答弁を求めます。

伊藤房代議員。

○紹介議員（伊藤房代）　11回ということで。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） ほかにお聞きしたいことはありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、ここで執行部は退室してください。
大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 45 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第 1 号についてご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これ宛先はどちらへ出すんですか。国ということは。内閣総理大臣。

(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 1 号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） では次に、討論を省略して採決いたします。

請願第 1 号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第 1 号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後悦世) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書の提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思います。事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(向後悦世) 請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。事務局長。

○議会事務局長(高安一範) それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。お手元に配付してございます建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書(案)をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによる健康被害は、建設業に従事する労働者をはじめ多くの国民に広がっている。建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、建設従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。

被害者の多くは建設従事者である。これはアスベストが建設資材に使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに原因がある。特に建設業は重層下請構造であることや従事者が多くの現場で従事することから、労災認定にも困難が伴っており、また多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もないのが実情である。国は石綿被害者救済法を成立させたが十分なものではなく、同法の抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしている。

平成29年10月27日、平成30年3月14日の東京高裁、同年8月31日、9月20日の大阪高裁、令和元年11月11日の福岡高裁と続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合11度目となる。しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数いる。

よって、国においては建設アスベスト被害者と遺族が裁判によらず救済と補償が受けられる制度の建設石綿被害者補償基金の創設とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第1号の建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（向後悦世） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世